

港湾法施行令の一部を改正する政令案参照条文

○港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（抄）
（定義）

第二条（略）

2 この法律で「国際戦略港湾」とは、長距離の国際海上コンテナ運送に係る国際海上貨物輸送網の拠点となり、かつ、当該国際海上貨物輸送網と国内海上貨物輸送網とを結節する機能が高い港湾であつて、その国際競争力の強化を重点的に図ることが必要な港湾として政令で定めるものをいい、「国際拠点港湾」とは、国際戦略港湾以外の港湾であつて、国際海上貨物輸送網の拠点となる港湾として政令で定めるものをいい、「重要港湾」とは、国際戦略港湾及び国際拠点港湾以外の港湾であつて、海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾として政令で定めるものをいい、「地方港湾」とは、国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾以外の港湾をいう。

3 10（略）

○港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）（抄）

（国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾及び避難港）

第一条 港湾法（以下「法」という。）第二条第二項に規定する国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾並びに同条第九項に規定する避難港は、別表第一のとおりとする。

別表第一（第一条関係）

都道府県	国際戦略港湾	国際拠点港湾	重要港湾	避難港
北海道		室蘭、苫小牧	函館、小樽、釧路、留萌、稚内、十勝、石狩湾、紋別、網走、根室	松前、奥尻、えりも、榎法華、宗谷、天売
青森			青森、八戸、むつ小川原	尻屋岬、深浦
岩手		仙台塩釜	宮古、釜石、大船渡、久慈	雄勝
宮城			石巻	戸賀
秋田			秋田船川、能代	鼠ヶ関
山形			酒田	久之浜
福島			小名浜、相馬	
茨城			鹿島、茨城	
千葉		千葉	木更津	名洗、興津
東京				洞輪沢

長崎	佐賀	福岡	高知	愛媛	香川	徳島	福岡	山口	山口	広島	岡山	島根	島根	鳥取	鳥取	和歌山	兵庫	大阪	京都	三重	愛知	静岡	福井	石川	富山	新潟	神奈川	神奈川	東京
																	神戸	大阪											京浜
		博多					関門	徳山下松	水島							和歌山下津	姫路	堺泉北		四日市	名古屋	清水			伏木富山	新潟			
長崎、佐世保、福江、厳原、郷ノ浦	唐津、伊万里	苅田、三池	高知、須崎、宿毛湾	今治、松山、新居浜、宇和島、東予、三島川之江	高松、坂出	徳島小松島、橘		宇部、岩国、三田尻中関、小野田	尾道糸崎、呉、福山	宇野、岡山	浜田、西郷、三隅		境	鳥取	日高	尼崎西宮芦屋、東播磨	阪南	舞鶴	尾鷲、津松阪	衣浦、三河	田子の浦、御前崎	敦賀	七尾、金沢		直江津、両津、小木	横須賀			
脇岬	呼子	大島	上川口、室津					油谷			七類			田後	勝浦、由良	柴山				浜島	伊良湖	下田	鷹巣	輪島		二見			

沖繩	鹿兒島	宮崎	大分	熊本
運天、那覇、平良、石垣、金武中城	鹿兒島、名瀬、西之表、志布志、川内	細島、油津、宮崎	大分、津久見、別府、佐伯、中津	三角、八代、熊本
安護の浦、船浮	大泊、古仁屋			